

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 9月 / 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住 所 大分県豊後大野市千歳町柴山1746番地22

氏 名 有限会社ちとせ

代表取締役 恵藤 修

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0974-37-2165

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 ちとせ
事業場の所在地	豊後大野市千歳町柴山1746番地22
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2,081万円
③ 従業員数	7人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①-1



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①-2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成25年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	ガラス陶器等	金属・繊維等
	排出量	5,259.43 t	198.48 t	21.05 t	53.9 t	30.84 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場ごとに、設計数量以上の産業廃棄物を出さないように管理する。 ・側溝などの2次製品も再利用できるものは、利用する。 					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	ガラス陶器等	金属・繊維等
	排出量	300 t	70 t	2 t	50 t	10 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次製品の再利用 ・可能な限り自社処理して、再生品、再資源化を行う 					

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクル可能な木くず、がれきは現場でそれぞれ、異物が混入しないように取り除いて収集運搬を行う。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、がれきを再利用・再資源化できるよう異物(土・石)を現場で取り除く。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	4,949.84 t	161.52 t
	（これまでに実施した取組） 自社の中間処理施設によりそれぞれ適正処理を行い、再生品等として再利用を行った		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	300 t	70 t
	（今後実施する予定の取組） 処理許可を取得している自社の中間処理施設を利用し、再生品等として再利用を行う		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,949.84 t	161.52 t
（これまでに実施した取組） それぞれ処理機で破碎し、再資源化（RC40または木片チップ等）した。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	300 t	70 t
（今後実施する予定の取組） これまで同様中間処理し再生品の品質向上を図る。また、中間処理した根株や竹など（再生品化困難）の木くずは、委託することで、燃料や原料として再資源化させる。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

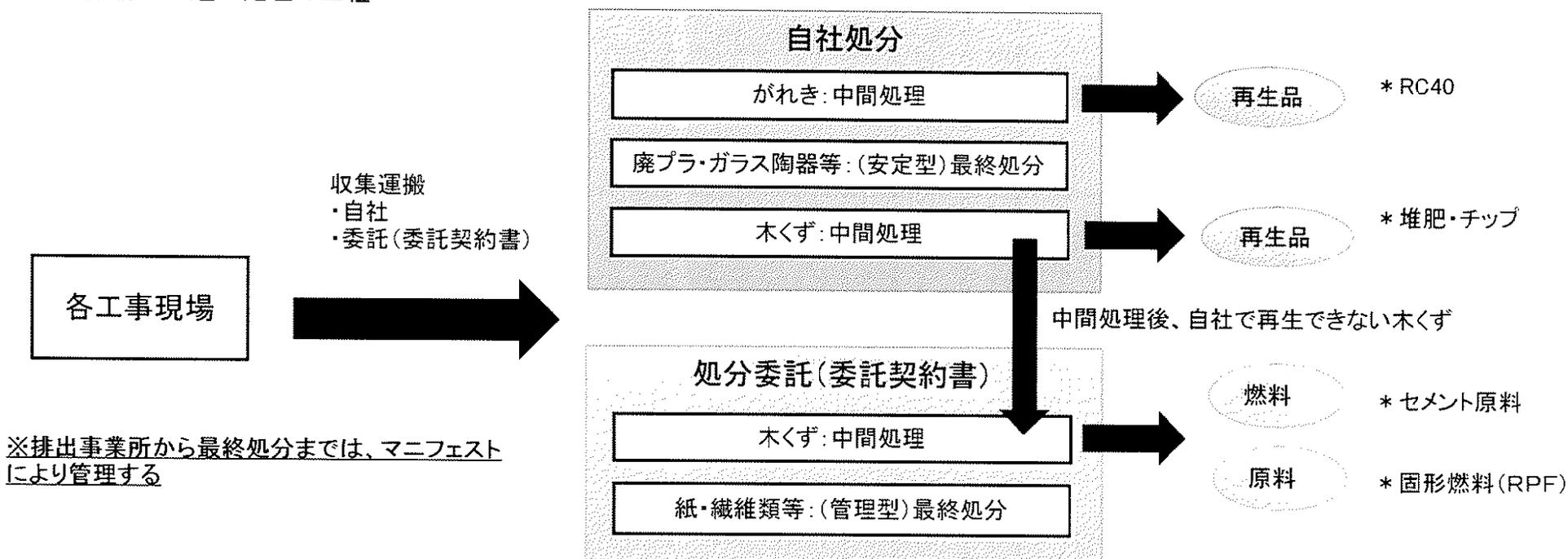
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成25年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき	木くず	廃プラ	ガラス陶器等	金属・繊維等
	全処理委託量	309.59 t	198.48 t	21.05 t	53.9 t	30.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	309.59 t	198.48 t	17.37 t	37.29 t	30.46 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
	・委託基準に従って、委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。					
	・委託先で可能な限り選別や破碎をし、再生利用される。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき	木くず	廃プラ	ガラス陶器等	金属・繊維等
	全処理委託量	t	70t	t	t	10t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	70t	t	t	10t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ委託処理する。 						
※事務処理欄						

別紙①-1

産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙①-2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図)

